

## 国民年金保険料の納付は、

「口座振替1年前納」がお得です  
♪お申し込みは2月末までにお願いします♪

国民年金保険料の納付は、  
口座振替で前納すると、保険料の割引があり大変お得です。

平成21年4月分からの国民

年金保険料は月額1万4,6

60円となります。口座振替

で1年前納または6か月前納

を希望される場合は、平成21

年2月末までに、金融機関・

郵便局、草津社会保険事務所、

または役場住民課でお申込

みください。

現在、口座振替を利用され

ている方であっても、振替方

法の変更を希望される場合は

手続きが必要ですので、ご注

意ください。

現金納付での前納でも割引

がありますので、ご希望の方

は草津社会保険事務所へお問

い合わせください。



◆問い合わせ先

住民課

保険年金担当

☎ 077-1567-1222  
⑤6571 有線⑥7784

【参考】口座振替を利用した場合の保険料額 (平成21年度)

	振替内容	保険料	割引額
1年前納	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替	172,230円/年	3,690円/年
6か月前納	4月分から9月分までの保険料を4月末に、または10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替	86,960円/半年	1,000円/半年
早割制度	毎月の保険料を当月末に振替	14,610円/月	50円/月
翌月振替	毎月の保険料を翌月末に振替	14,660円/月	納期限日に振り替えているため割引はありません。

# 70歳になったら 国保加入されている方へ 70歳からの医療の受け方

## 70歳になったら

国民健康保険に加入してい

る70歳以上75歳未満の方が病

院にかかりたときの自己負担

割合は、1割(現役並みの所

得がある方は3割)となります。

法律上は2割負担ですが、

政府の決定により1割負担と

なっています。平成22年3月

までは1割負担に据え置かれ

る予定です。

70歳になった翌月から、新

たに「高齢受給者証」を交付

しますので、医療を受けると

きは保険証と一緒に忘れず医

療機関に提示してください。

国保に加入している70歳以

上75歳未満の方の1か月の医

療費が高額になつたときは、

申請をして認められると、自

己負担限度額を超えた分が支

給)。

## 現役並みの所得がある方

同一世帯に住民税課税所得

が145万円以上の70歳以上

75歳未満の国保被保険者がい

る方。ただし、その該当者の

分と同様となります。

## 低所得II

同一世帯の世帯主および国

保被保険者が住民税非課税で

ある方(低所得I以外の方)

## 低所得I

同一世帯の各所得が必要経費・

保被保険者が住民税非課税で

ある方(低所得I以外の方)

控除(年金の所得は控除額を

80万円として計算)を差し引

いたときに0円になる方

※75歳到達月については、誕

生日前の国保と誕生日後の

長寿医療制度の自己負担限

度額が本来の2分の1にな

ります。

詳しく述べてお問い合わせください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ ⑤6571 有線⑥7784